

船舶事故等調査報告書

平成26年12月18日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014横第113号
事故等種類	衝突
発生日時	平成26年8月12日 12時08分ごろ
発生場所	京浜港東京第2区 東京都品川区所在の東京13号地船舶通航信号所から真方位 269° 1,080m付近 (概位 北緯35° 37.2' 東経139° 45.6')
事故等調査の経過	平成26年8月13日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A コンテナ船 <small>シノコル ヨコハマ</small> SINOKOR YOKOHAMA (大韓民国籍)、9,030トン 9192052 (IMO番号)、SINOKOR MERCHANT MARINE CO., LTD B 貨物船 <small>スターリンク ホープ</small> STARLINK HOPE (大韓民国籍)、1,596トン 9141948 (IMO番号)、STAR LINK CO., LTD
乗組員等に関する情報	A 船長A (大韓民国籍)、免状不詳 B 船長B (大韓民国籍)、免状不詳
死傷者等	なし
損傷	A 船橋楼外板に擦過傷、VHFアンテナに折損等 B 左舷外板に凹損及び擦過傷、クレーンに曲損等
事故等の経過	A船は、船長Aほか18人が乗り組み、船首約8.3m、船尾約8.9mの喫水により、京浜港東京第2区の品川ふ頭D岸壁（以下「D岸壁」という。）で着岸作業を行っていた。 船長Aは、船橋で操船の指揮を執り、機関と舵を適宜使用し、品川ふ頭C岸壁（以下「C岸壁」という。）に左舷着けで係留していたB船の船首方に位置するD岸壁へ左舷着けしようとした際、B船に接近し、平成26年8月12日12時08分ごろ、A船の船橋の左舷側外板とB船のクレーンのブームの先端とが衝突した。 B船は、A船により船首方へ約7～10m引きずられ、左舷外板、クレーン等を損傷した。 A船は、着岸作業を継続し、12時12分ごろD岸壁へ着岸した。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南、風力 3 海象：海上 平穏、潮汐 低潮時
その他の事項	船長Aは、ふだんから綱取りボートを使用せず、小さな進入角度（着岸予定岸壁と船首尾のなす角度）でD岸壁に接近していた。 B船は、荷役の作業中で、クレーンのブームが右舷側に振り出され

	ていた。
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	A あり、B なし A なし、B なし A なし、B なし A 船は、京浜港東京第2区のD岸壁に向けて着岸作業中、小さな進入角度でD岸壁に接近したことから、C岸壁に着岸して荷役を行っていたB船のクレーンと衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、A船が、京浜港東京第2区のD岸壁に着岸作業中、小さな進入角度でD岸壁に接近したため、C岸壁に着岸して荷役を行っていたB船のクレーンと衝突したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 離着岸作業を行う際には、慎重な操船を行い、綱取りボート及びタグボートを適宜使用すること。